

過疎地等における石油製品の 流通体制整備補助事業

専用見積書 積算手引書

(工事施工業者用)

一般社団法人 全国石油協会

平成30年4月

過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業

専用見積書 積算手引き

(工事施工業者用)

過疎地等における石油製品の流通体制整備補助事業に係る工事費用は、専用見積書に基づき、以下の項目の作業内容について積算してください。

1. 地下埋設物等の入換等工事・撤去等工事

1) 共通仮設等費

【①共通仮設費】

国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」に準じた共通仮設費（表－１）の項目で積算すること。

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮 設 建 物 費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機 械 器 具 費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
そ の 他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

【②現場管理費】

国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」に準じた現場管理費（表－２）の項目で積算すること。

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 ・ 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租 税 公 課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、 固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定 外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等） 及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職 金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇 用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設 業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、 慶弔見舞等に要する費用
事 務 用 品 等	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の 購入費、工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行 等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等 に関する補償費は除く。
原価性経費 配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経 費の配賦額
そ の 他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいず れの項目も属さない費用

【③一般管理費】

国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」に準じた一般管理費（表－３）の項目で積算すること。

表－３ 一般管理費

項 目	内 容
役 員 報 酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金 （退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法 定 福 利 費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福 利 厚 生 費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維 持 修 繕 費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交 際 費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試 験 研 究 償 却 費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開 発 償 却 費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租 税 公 課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保 險 料	火災保険その他の損害保険料
契 約 保 証 費	契約の保証に必要な費用
雑 費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

2) 解体工事

【①直接仮設工事】

直接仮設工事とは、取り壊し等による塵埃（じんあい）や、また取り壊し中の建物の部材等が落下して、隣接している家屋等に被害を与えないよう保護するための部材の設置及び撤去費用。

具体的には、鉄パイプや丸太を組んで敷地や建物等の回りを取り囲み、それに防塵シート等を設置したもの。又は敷地内に進入出来ないようにするためのバリケード等の強固なもの。

見積表記はかかる費用の合計を一式とする。

【②水替え費】

地下タンク撤去の掘削に伴い発生する湧き水をポンプ等で汲み上げる費用。

見積表記はかかる費用の合計を一式とする。

【③山留め工事】

根切り敷地の周囲に打つ木製・鋼製等の杭等であって、根切りなどへの土砂崩れや水漏れを防ぐための部材の設置及び撤去にかかる費用。

見積表記は土留め壁の平方メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【④散水費】

取り壊し等による粉塵の拡散や火花の発生を防ぐために散布する水であって、ポンプ車、仮設水道より供給する場合にかかる費用。

見積表記はかかる費用の合計を一式とする。

【⑤油処理】

地下タンク残油処理

地下タンク内に残っている油を、地下タンクの上部から油抜き取り専用ポンプで回収し、処分する作業にかかる費用。

ローリー車損料、ドラム缶損料、抜き取りポンプ及びコンプレッサー損料、油処理費用、運搬費、工賃を積算し、見積表記は地下タンクの1槽を1室とした室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

地下タンク水入れ・中和剤

遠方注油管、サクシオン管等から地下タンク内へ、水及び中和剤を注入する作業にかかる費用。

水道料、水注入用ポンプ車損料、中和剤、運搬費、工賃を積算し、地下タンクの1槽を1室とした室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

地下タンク水抜き・処理費

地下タンク内に注入した水及び中和剤を、地下タンクの上部から抜き取りポンプで回収し、処分する作業にかかる費用。

排水用タンク車損料、排水用ドラム缶損料、抜き取りポンプ及びコンプレッサー損料、排水処理費用、運搬費、工賃を積算し、地下タンクの1槽を1室とした室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

地下タンク窒素充填

地下タンクの室ごとの窒素ガス充填及び充填等に伴う密閉作業にかかる費用。
窒素ガス、窒素ガスポンベ損料、密閉用部品、運搬費、工賃を積算し、地下タンクの1槽を1室とした室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑥建屋解体撤去】

給油所の敷地内にある販売室・整備室等建屋、及びその建屋基礎等の解体にかかる費用。
解体作業費、産業廃棄物処理費を積算し、販売室・整備室等の延べ床面積（屋上面積は除外する）に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

（改装するための内装作業は対象外）

【⑦キャノピー解体撤去】

給油所のキャノピー（上屋）・キャノピー柱・柱基礎等の解体にかかる費用。
解体作業費、産業廃棄物処理費を積算し、キャノピーの合計面積に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑧機器撤去】

洗車機撤去

門型洗車機の撤去にかかる費用。（スプレー式洗車機は車輛整備機器・その他雑品撤去に計上すること。）

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

固定式計量機（マルチ型）撤去……給油ノズルが3本以上

固定式計量機（マルチ型）の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

固定式計量機（ダブル型）撤去……給油ノズルが2本

固定式計量機（ダブル型）の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

固定式計量機（シングル型）撤去……給油ノズルが1本

固定式計量機（シングル型）の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

懸垂式計量機（マルチ型）……………関係機器一式撤去

懸垂式計量機（マルチ型）、及びポンプ等の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

懸垂式計量機（ダブル型）……………関係機器一式撤去

懸垂式計量機（ダブル型）、及びポンプ等の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

懸垂式計量機（シングル型）………関係機器一式撤去

懸垂式計量機（シングル型）、及びポンプ等の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

リフト撤去

埋設式、床上式の設置型リフトの解体撤去にかかる費用。（整備用ピットは建屋基礎に計上すること。）

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

車輛整備機器・その他雑品撤去

自動車オイルチェンジャー、タイヤバルancer、マット洗機、スプレー式洗車機、可動式ジャッキ、その他販売室・整備室内雑品、キューピクル（受変電設備等）、KHP・GHPヒートポンプ（発電設備）、ボイラー設備、給排水に係る設備等の解体、撤去、処分にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【⑨土間コンクリート解体撤去】

給油所土間解体撤去（洗車ピット等含む）

地下タンク上部土間コンクリート、その他の土間コンクリートで洗車ピット、アイランド、花壇を含む土間、集水溝（油水分離槽に続く排水小溝）の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、平方メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

油水分離槽撤去

油水分離槽の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、設置箇所数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

浄化槽等撤去

浄化槽、蒸発散槽、浸透柵の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑩地下タンク撤去】

地下タンク（30KL超）撤去・処分費

地下タンク（20KL超～30KL）撤去・処分費

地下タンク（10KL超～20KL）撤去・処分費

地下タンク（10KL以下）撤去・処分費

地下タンク（廃油）撤去・処分費

地下タンク本体、タンク付属品（マンホール・バンド）、漏洩検知管等、地下タンク室又は地下タンク基礎の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

油配管

油配管の撤去にかかる費用。

撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、地下タンクの1室数を1系統とした系統数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑪埋戻し】

埋戻し土（補充土）

地下タンク及び土間撤去に伴う不足土の補充にかかる費用。

埋戻し用の真砂土や砂利等、運搬費、重機損料、作業費を積算し、埋め戻す土等（補充する土等）の体積（立法メートル数）に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

整地

給油所敷地内の整地作業にかかる費用。

ローラー損料、作業費を積算し、面積（平方メートル数）に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑫サインポール等撤去】

サインポール等撤去

給油所のサイン及びポール・ポール基礎の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

支柱型照明灯撤去

給油所の支柱型照明灯・基礎の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、本数に費用単価を乗じて得た額

を費用合計とする。

【⑬防火塀撤去】

防火塀及び基礎、防火扉の解体撤去にかかる費用。

解体撤去作業費、運搬費、産業廃棄物処理費を積算し、防火塀、防火扉の面積（平方メートル数）に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑭その他工事】

撤去後の簡易松杭番線設置等

アスファルト・コンクリート舗装工事

撤去後の簡易松杭番線設置等、アスファルト・コンクリート舗装工事、及びどの項目にも該当しない項目にかかる費用。

どの項目にも該当しない場合で費用項目が無いものは追加記載し、かかる費用の合計を一式とする。

3) 土木・建築工事

【①造成工事】

土地を開拓する場合、盛り土、切り土、埋め立て等によって土地の整地にかかる費用。

鋤（す）き取り工費、発生残土処分費等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【②地盤改良工事】

地盤改良にかかる費用。

土の入れ換え費用、地盤改良材費、発生残土処分費等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【③建屋本体工事】

水盛遣り方、墨出し、基礎工事、鉄骨工事、屋根板金工事、金属工事、外壁工事、内装工事、建具ガラス工事、防水工事、塗装工事、雑工事等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【④キャノピー棟工事】

水盛遣り方、基礎工事、鉄骨工事、屋根板金工事、防水工事、塗装工事、雑工事等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【⑤防火塀工事】

【⑥サインポール工事】

【⑦洗車ピット工事】

【⑧油水分離槽工事】

【⑨集水溝工事】

【⑩リフト基礎工事】

【⑪遠方注油ボックス工事】

【⑫車止め工事】

【⑬花壇工事】

⑤～⑬については設置工費等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【⑭その他工事】

どの項目にも該当しない費用を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

4) 電気設備工事

【①引込幹線設備工事】

【②受変電設備工事】

【③動力設備工事】

【④電灯コンセント設備工事】

【⑤空調設備工事】

【⑥換気設備工事】

【⑦電話配管設備工事】

【⑧POS設備工事】

【⑨セルフ設備工事】

①～⑨については設置工費等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

【⑩その他電気設備工事】

どの項目にも該当しない費用を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

5) 給排水衛生設備工事

【①給水工事】

【②排水工事】

【③排水柵工事】

【④浄化槽設置工事】

【⑤下水道工事】

①～⑤については設置工費等を積算し、かかる費用の合計を一式とする。

6) 給油設備・部品等（入換）

【①計量機】

固定式計量機（マルチ型）

固定式計量機（ダブル型）

固定式計量機（シングル型）

懸垂式計量機（マルチ型）・関係機器一式

懸垂式計量機（ダブル型）・関係機器一式

懸垂式計量機（シングル型）・関係機器一式

【②地下タンク本体】

SS二重殻タンク（30KL超）
SS二重殻タンク（20KL超～30KL）
SS二重殻タンク（10KL超～20KL）
SS二重殻タンク（10KL以下）
SS二重殻タンク（廃油）
SF二重殻タンク（30KL超）
SF二重殻タンク（20KL超～30KL）
SF二重殻タンク（10KL超～20KL）
SF二重殻タンク（10KL以下）
SF二重殻タンク（廃油）
FF二重殻タンク（30KL超）
FF二重殻タンク（20KL超～30KL）
FF二重殻タンク（10KL超～20KL）
FF二重殻タンク（10KL以下）
FF二重殻タンク（廃油）
タンク付属品（バンド・アンカーボルト等）

【③油配管材】

FRP配管材（サクシヨン管）
FRP配管材（通気管）
FRP配管材（遠方注油管）
樹脂製配管材（サクシヨン管）
樹脂製配管材（通気管）
樹脂製配管材（遠方注油管）
樹脂製配管材（廃油管）
ポリエチレン被覆鋼管配管材（廃油管）
懸垂式計量機二次配管
通気管地上部分（金属管）
継ぎ手類
遠方注油管（地上部分）

【④地下タンク工事部品・機器】

タンクマンホール
パイププロテクター（貫通部保護材）
注油口・通気口・除水器等
遮光板（懸垂式計量機用）
油面計
漏洩検知装置

【⑤その他設備機器】

POS機器

リフト

車輛整備機器

洗車関連機器

その他機器（セルフ機器等）

①～⑤については給油設備機器・部品等費用を積算する。

7) 給油設備工事

【①タンク埋設工事】

二重殻タンク（30KL超）基礎工・設置工共

二重殻タンク（20KL超～30KL）基礎工・設置工共

二重殻タンク（10KL超～20KL）基礎工・設置工共

二重殻タンク（10KL以下）基礎工・設置工共

二重殻タンク（廃油タンク）基礎工・設置工共

根切、残土処分、砕石敷き、床付、捨てコンクリート、水盛遣方、型枠、鉄筋加工組立、枕型枠、アンカーボルトセット、支柱、コンクリート打設費及びポンプ車損料、水替費、タンクセット作業費、検査立会費、レッカー車損料、埋戻しを積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

山留め矢板・シートパイル等

設置工費等を積算し、土留め壁の平方メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

水替え費

地下タンク設置の掘削に伴い発生する湧き水をポンプ等で汲み上げる費用。
見積表記はかかる費用の合計を一式とする。

散水費

掘削等による粉塵の拡散や火花の発生を防ぐために散布する水であって、ポンプ車、仮設水道より供給する場合にかかる費用。
見積表記はかかる費用の合計を一式とする。

タンククリーニング

地下タンク内クリーニングにかかる費用を積算し、地下タンクの1槽を1室とした室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【②舗装工事】

地下タンク上部、一般土間、アイランドの設置工費等を積算し、平方メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【③油配管工事】

FRP配管設置工費（サクシヨン管）

FRP配管設置工費（通気管）

FRP配管設置工費（遠方注油管）

樹脂製配管設置工費（サクシヨン管）

樹脂製配管設置工費（通気管）

樹脂製配管設置工費（遠方注油管）

樹脂製配管設置工費（廃油管）

ポリエチレン被覆鋼製配管設置工費（廃油管）

懸垂式計量機二次配管設置工費

通気管地上部配管設置工費

遠方注油管設置工費

使用配管の種別ごとの切断・接合（圧着、融着、接着、容着）等設置にかかる工費等を積算し、メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

バルブ取付工費

配管用バルブ取付・組立を積算し、箇所数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

エアーテスト

配管の気密試験等を積算し、各々の配管を1系統とした系統数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

マンホール取付工費

マンホールプロテクター（サンプルを含む）設置、マンホール天端合わせ等を積算し、箇所数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

パイププロテクター（配管貫通部保護材）設置工費

配管貫通部保護材設置工費等を積算し、箇所数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

配管路根切り

配管路盤整正

配管路埋戻し

設置工費等を積算し、メートル数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

電気防食工事

設置工費等を積算し、箇所数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

その他工事

どの項目にも該当しない費用を項目ごとに積算する。

【④計量機設置工事】

固定式計量機（マルチ型）工費

固定式計量機（ダブル型）工費

固定式計量機（シングル型）工費

懸垂式計量機（マルチ型）・関係機器一式工費

懸垂式計量機（ダブル型）・関係機器一式工費

懸垂式計量機（シングル型）・関係機器一式工費

ユニック車損料、据付作業、油配管接続作業、動力電灯線結線作業、接続漏れ確認作業、懸垂式計量機二次側電気等の設置工費を積算し、基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑤油面計設置工費】

本体取付、電気ケーブル結線、試運転調査等の設置工費を積算し、地下タンクの室数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

【⑥漏洩検知装置設置工費】

本体取付、電気ケーブル結線、試運転調査等の設置工費を積算し、地下タンク基数に費用単価を乗じて得た額を費用合計とする。

8) その他工事

どの項目にも該当しない費用を項目ごとに積算する。